

10連休（4/27～5/6）における診療体制について

連休中は一般の外来診療は休診となります。

（5/7より通常診療となります）

救急外来は常時診療いたします。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

日	月	火	水	木	金	土
						4/27 休診日
4/28 休診日	4/29 昭和の日 休診日	4/30 国民の休日 休診日	5/1 即位の日 休診日	5/2 国民の休日 休診日	5/3 憲法記念日 休診日	5/4 みどりの日 休診日
救急外来は24時間対応 ※重症患者優先						
5/5 こどもの日 休診日	5/6 振替休日 休診日					